

2025年3月1日以降保険始期用

医師総合補償制度のご案内



適用 団体割引率	医師賠償責任保険 20%	団体総合生活保険 (所得補償・ 団体長期障害所得補償 がん補償・医療補償・介護補償) 15%	団体総合生活保険 (傷害補償) 10%
今年度からWEBで お手続き可能になりました	右記二次元コードより加入締切日までにお手続きください。 詳細はP1をご確認ください。 ※加入締切日以降に新たにご加入を希望される方は、裏表紙のQ&A4の二次元コードよりお手続きください。 ※既加入の方で加入締切日以降に加入内容の変更を希望される方は、取扱代理店までお申し出ください。		



加入締切

2025年1月10日(金)

保険期間中の中途加入も裏表紙に記載の二次元コードよりお手続きください。

※この保険にご加入できるのは日本大学医学部同窓会の会員の方に限ります。保険の対象となる方(被保険者)の範囲につきましては、各種目のページをご参照ください。会員でなくなった場合は取扱代理店までお申し出ください。

保険期間

**2025年3月1日 午後4時～
2026年3月1日 午後4時(1年間)**

日本大学医学部同窓会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社



よくある Q&A



Q1 保険料のお支払い方法はどちらがよいですか？

A1 口座振替となります。
口座振替依頼書を代理店よりお送りしますので、必要事項をご記入ご捺印の上、代理店までご返送ください。

Q2 保険料はいつから引落されますか？

A2 加入月の当月です。
3月1日保険始期の場合は、**3月**から引落されます。
振替日は毎月**27日**(土日祝日は翌営業日)です。

Q3 保険料の引落ができない場合はどうなりますか？

A3 預金不足等で指定口座から保険料の振替ができない場合は、翌月に2カ月分の保険料を振替ます。

Q4 保険期間の途中でも新たに加入できますか？

A4 可能です。
インターネットからのお申込となります。
スマートフォンやパソコンからのお手続きをお願いします。



URL:<http://ezoo.jp/ds5/A009222C082525032411>

※既加入の方で加入締切日以降に加入内容の変更を希望される方は、取扱代理店までお申し出ください。

Q5 加入内容の変更をしたいのですがどうすればいいですか？

A5 毎月**20日**締切で翌月**1日**付けのご加入内容の変更を受け付けています。
代理店までご連絡ください。

●ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、加入締切日までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の表紙、または上記に掲載している二次元コード内掲載の保険料・補償内容等にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

*その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により引受保険会社側から加入をお断りすることがございますので、ご了承ください。(所得補償・団体長期障害所得補償・がん補償・医療補償・介護補償)

●ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいようお願いいたします。

所得補償、団体長期障害所得補償につきましては、毎年の更新時に所得金額の増減に応じた月額保険金額(支払基礎所得額)の見直しをお願いいたします。

この保険は、日本大学医学部同窓会をご契約者とし、日本大学医学部同窓会会員等を保険の対象となる方とする医師賠償責任保険、団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本大学医学部同窓会が有します。

このチラシは、医師賠償責任保険、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。団体総合生活保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡しています「普通保険約款および特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。商品の内容等については、表紙、または上記に掲載している二次元コードからご参照できます。

お問い合わせ先 ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

【取扱代理店】

有限会社 櫻醫社

〒173-0032
東京都板橋区大谷口上町36-11 辻本ビル102号

TEL: **03-3972-0034** (平日9:00~17:00)

FAX: **03-3972-2120**

E-mail: ouisha@cameo.plala.or.jp



【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

(担当部署)

医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: **03-3515-4143** (平日9:00~17:00)

e-CHOICEお手続き方法

今回の更新からweb上でお手続きできるようになりました！
この機会に是非ご契約内容をご確認ください。

ここからスタート



下記URLにアクセス、もしくは、スマートフォンは
二次元コードから「お手続きサイト」にアクセスください。



<http://ezoo.jp/ds2/A009222C08252503>

※加入締切日以降に新たにご加入を希望される方は、裏表紙のQ&A4の二次元コードよりお手続きください。

※既加入の方で加入締切日以降に加入内容の変更を希望される方は、取扱代理店までお申し出ください。



新規にご加入の方

- ①「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「加入者番号」を入力します。

団体保険制度お手続きサイト

アクセスいただきありがとうございます。
お客様の名前、生年月日等をご入力ください。

お名前
漢字
例 東海 太郎

フリガナ
例 トウカイ タロウ

生年月日
 年
 月 日

加入者番号 ※

※「加入者番号」には携帯番号または
自宅電話番号をハイフンなしで入力
してください。

- 2 「上記の内容で登録する」をタップします。

により表示メッセージが変わるため、詳細はご利用条件
明点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

上記の内容で登録する >

Copyright (c)Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

更新の方

- ①「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」
「加入者番号」を入力します。

団体保険制度お手続きサイト

アクセスいただきありがとうございます。
お客様の名前、生年月日等をご入力ください。

お名前
漢字
例 東海 太郎

フリガナ
例 トウカイ タロウ

生年月日
 年
 月 日

加入者番号 ※

※加入者番号は同封の「更新内容のご案内」に記載されております。そちらをご準備の上、ご入力ください。

- 2 メールアドレスを登録します。

[illegible]

- 3 ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。
ID案内メールのURLをクリックします。

ID案内メール

ログインID: ○○○○
URL: https://....

PW案内メール

パスワード: ○○○○

- 4 お手続きサイトにログインします。
パスワード発行メールのパスワードを
入力します。

[illegible]

- ⑤「お手続きはこちらから」をタップします。

[illegible]

パスワードがロックされてしまった・・・等、手続きや操作のご不明点は代理店までご連絡ください!

注目!!

【1-3億タイプ⇒2-6億タイプへの変更方法】

2020年4月、民法改正により法定利率が5%から3%に引き下げられました。これにより、逸失利益が増えたため、結果的に損害賠償額が以前よりも高額になるケースが多くなります。高額賠償のリスクに備えて2億円以上のプランをおすすめしております。

(1) 補償を見直すをクリックします。

ご希望の補償をお選びください。

東海 太郎 様 平成29年5月16日 / 女性 補償額・1億円超 (月払) 3,390円

医師賠償責任 加入中 タイプ Z1 / 年払 口数 1 / 保険料 3,390円

補償を見直す

(2) 保険と対象となる方(被保険者)に関する情報をご選択ください。(勤務医師 or 勤務歯科医師)

保険の対象となる方(被保険者)に関する情報をご入力ください。

東海 太郎 様 下記の項目をご入力いただき「次へ進む」をおしてください。

被保険者となる方 ☐ 勤務医師 ☐ 勤務歯科医師

次へ進む

(3) 加入中のタイプを確認し、
①変更希望(Z2)のタイプの口数を選択します。
②「選択する」ボタンをクリックします。

ご希望のタイプを選択後、「確定する」をおしてください。

ご希望いただけるタイプは一つです。タイプを変更すると、変更前の補償は解除されます。

医師賠償責任 (医師賠償責任保険) 補償の選択

東海 太郎 様

タイプ	Z1	Z3	Z2	Z1
保険の対象となる方の数	本人型	本人型	本人型	本人型
1口あたり1口分の保険料	3,390円	5,210円	4,300円	3,390円
口数	1口	1口	1口	1口
ご選択	☐	☐	☒	☐
基本補償1口あたり	10,000万円	30,000万円	20,000万円	10,000万円
対人賠償1事故支払限度額	10,000万円	30,000万円	20,000万円	10,000万円
対人賠償保険期間中支払限度額	30,000万円	90,000万円	60,000万円	30,000万円
対人賠償1事故支払割合	0円	0円	0円	0円

選択する

(4) ①「選択中」の列に変更後のタイプが表示されます。
②「確定する」ボタンをクリックします。

ご希望のタイプを選択後、「確定する」をおしてください。

ご希望いただけるタイプは一つです。タイプを変更すると、変更前の補償は解除されます。

医師賠償責任 (医師賠償責任保険) 補償の選択

東海 太郎 様

タイプ	Z2	Z3	Z2	Z1
保険の対象となる方の数	本人型	本人型	本人型	本人型
1口あたり1口分の保険料	4,300円	5,210円	4,300円	3,390円
口数	1口	1口	1口	1口
ご選択	☒	☐	☐	☐
基本補償1口あたり	20,000万円	30,000万円	20,000万円	10,000万円
対人賠償1事故支払限度額	20,000万円	30,000万円	20,000万円	10,000万円
対人賠償保険期間中支払限度額	60,000万円	90,000万円	60,000万円	30,000万円
対人賠償1事故支払割合	0円	0円	0円	0円

確定する

(5) その他の補償を見直し、「補償を確定し次へ進む」をクリックします。

ご希望の補償をお選びください。

東海 太郎 様 平成29年5月16日 / 女性 補償額・1億円超 (月払) 4,300円

医師賠償責任 加入中 タイプ Z2 / 年払 口数 1 / 保険料 4,300円

補償を確定し次へ進む

(6) 医師賠に関する告知にご回答します。

医師施設の開設有無についてご回答(ご入力)ください。

医師賠償責任保険

質問①/全1問中

●医師施設は、開設していません。

☐ はい ☐ いいえ

次へ進む

補償変更の手続きは以上です。(6)以降は画面遷移に沿ってお手続きを進めてください。

万一の医療事故に備えて

医師賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+医師特別約款) 勤務医向け

団体
割引 **20%** 適用

注意 歯科勤務医師の方は、お手数ですが取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

被保険者(ご加入の先生方)または被保険者の業務の補助者が日本国内で医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし医療上の事故(患者の身体の障害)が保険期間中に発見された場合に限りです。



高額化する損害賠償金に合わせて、**2億円以上の補償**をお勧めします。
専門性の高い事故対応体制が整っています！

こんな事故例があります！

【出典】判例タイムズ

事例1



心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染症心内膜炎の検査・診断・治療義務違反の過失を認め、1億4,983万円が認容された。

事例2



イレウス手術のための麻酔によって患者が心停止を来し、大脳皮質障害を原因とする植物状態に陥った事案で、術前の検査・診察を怠り、患者の状態に応じた麻酔方法をとらなかった過失があるとされ、1億1,302万円が認容された。

POINT

● 医療業務中の事故を補償します

医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与えてしまった場合に補償します。

● 指揮・監督責任を問われた場合も補償！

直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

● 出張診療中も対象！

出張診療中に起こした医療事故も対象となります。

● 刑事弁護士費用も補償されます

詳しくは「補償の概要等」をご覧ください。

(刑事弁護士費用担保特約条項(医師特別約款用)がセットされています。)



※美容を唯一の目的とする医療行為は保険金のお支払い対象外となります。

支払限度額・保険料表(月払)

おすすめ

		Z1(1億)タイプ	Z2(2億)タイプ	Z3(3億)タイプ
補償内容	支払限度額 (補償限度額)	対人 1事故 1億円 保険期間中 3億円 免責金額なし	対人 1事故 2億円 保険期間中 6億円 免責金額なし	対人 1事故 3億円 保険期間中 9億円 免責金額なし
保険料		年齢にかかわらず 3,390円 その差わずか 910円	年齢にかかわらず 4,300円 その差わずか 910円	年齢にかかわらず 5,210円

● 日本医師会A会員の先生は上記タイプにはご加入いただけません。取扱代理店までお問い合わせください。

● 開業医の方はご加入いただけません。取扱代理店までお問合せください。

● 産業医等活動保険にご加入を希望される際は別途代理店までご連絡ください。

開業予定の先生方へ

本保険は医療事故における勤務医師個人としての責任を補償する保険契約です。

開業される際は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが、必ず事前に取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

保険の対象となる方(被保険者)^(※1)の範囲は？

日本大学医学部同窓会会員である勤務医師
日本大学医学部同窓会会員以外の方は、この保険に加入することができません。

(※1) この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

産業医等活動保険

(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)

医師賠償責任保険任意付帯オプション

この保険は日本大学医学部同窓会の医師賠償責任保険(勤務医師賠償責任保険もしくは診療所賠償責任保険)に加入していることが加入条件となります。団体契約のみの専用補償です。

事故想定例



以前から狭心症がある従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業ができないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより、自身が解雇され不利益を被ったのは産業医等の回答によるものであるとして、産業医個人が賠償請求を受けた。



保険金をお支払いする場合

日本国内における産業医・学校医等の活動(職務)に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 保険金の種類

- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ② 訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③ 賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用
- ④ 引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
- ⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 医療行為
- ② 故意または重過失による履行不能または履行遅滞
- ③ 産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補、または嘱託医としての業務に関する対価の返還等

対象となる活動

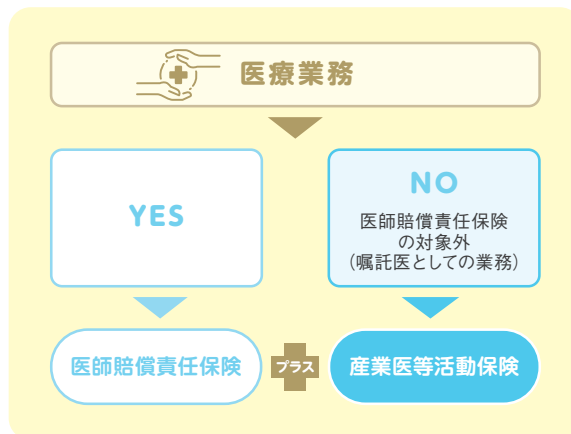
法令によって定められた次の職務となります。

産業医

健康管理医

学校医

保育所等の嘱託医



支払限度額と保険料

	タイプ名	補償の対象 (被保険者)	支払限度額		免責金額	一時払保険料
			1請求につき	保険期間中		
勤務医	A	勤務医師個人	1億円	3億円	0円	5,000円
開業医	B	診療所の開設者	1億円	3億円	0円	5,000円

※日本医師会A会員の先生はご加入いただけません。

産業医等活動保険にご加入を検討の際は裏面の取扱代理店までご連絡ください。

- 現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
- 開業をご予定されている先生方へのご注意
勤務医の方が開業される場合は、契約内容の変更手続きが必要ですので、事前に取扱代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

産業医等活動保険 ご加入に関する内容

産業医等活動保険は勤務医師賠償責任保険もしくは診療所賠償責任保険に加入していることが加入条件となります。

《もし事故が起きたときは》

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

《ご加入者と被保険者が異なる場合》

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

《示談交渉サービスは行いません》

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結されたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

《保険金請求の際のご注意》

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

《告知義務》

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

《補償の重複に関するご注意》

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

《通知義務》

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

《ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について》

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者が詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせること目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

《他の保険契約等がある場合》

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

《加入者票》

加入者票が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過後も加入者票が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

《代理店の業務》

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

《保険会社破綻時の取扱い》

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（*）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

《保険料の一括払込みが必要な場合について》

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払した保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

この保険は、日本大学医学部同窓会をご契約者とし、日本大学医学部同窓会会員等を被保険者とする産業医活動等活動保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本大学医学部同窓会が有します。

このご案内は、産業医等活動保険（賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款）の概要についてのご紹介したものです。詳細は団体契約者にお渡ししています「普通保険約款および特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体（日本大学医学部同窓会）までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先 ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

【取扱代理店】

有限会社 櫻醫社

〒173-0032

東京都板橋区大谷口上町36-11 辻ビル102号

TEL: 03-3972-0034（平日9:00～17:00）

FAX: 03-3972-2120

E-mail: ouisha@cameo.plala.or.jp



【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

（担当部署）

医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4143（平日9:00～17:00）

病気やケガで働けなくなった時に…

所得補償

動画もご用意しています。
こちらからご覧ください。



団体
割引 **15%** 適用

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、最長1年保険金をお支払いします^(※1)。
(※1) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

病気やケガによっては入院期間が長くなります。



病気で入院!
仕事への復帰には、
日にちがかかりそう。
所得は減少・・・

主な病気・
ケガの平均入院日数

脳血管疾患 **77.4**日
骨折 **38.5**日
高血圧性疾患 **47.6**日

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから

所得の減少を補償する「**所得補償**」だと安心です。



POINT

● 1日目からしっかり補償!

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、保険金は1日目からお支払いします。

● 所定の精神障害による就業不能を補償します (精神障害補償特約(ハ)(所補補償用)がセットされています。)

● 「地震 噴火 津波」による病気やケガも補償します! (天災危険補償特約(所得補償用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

● 業務上・業務外を問いません

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気、ケガで仕事を休まれた場合でも、保険金をお支払いします。

● 入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

1口あたりの保険料表(月払)

- てん補期間^(※1):1年 ● 免責期間^(※2):0日 ● 引受対象年齢:満69歳以下(保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限りです。)
● 月額保険金額:1口10万円(上限口数30口まで)^(※3)

(単位:円)

加入年齢	Sタイプ
20~24歳	1,070
25~29歳	1,180
30~34歳	1,340
35~39歳	1,600

加入年齢	Sタイプ
40~44歳	1,900
45~49歳	2,270
50~54歳	2,650
55~59歳	2,830

加入年齢	Sタイプ
60~64歳	2,990
65~69歳	4,540

保険料計算式

年齢別の保険料	×	ご加入口数	=	ご加入の保険料
円		口		円

口数の決め方 平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。
他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

保険金のお支払い例

加入条件 | てん補期間 1年間 | 免責期間0日 | 月額保険金額:10万円×6口(Sタイプ)

事故事例 所定の精神障害を被り、1ヶ月間入院した。その後、6ヶ月間就業不能となった。

60万円 × 1ヶ月 + 60万円 × 6ヶ月

受取る保険金合計

420万円

※1ヶ月未満の就業不能期間が発生した場合は、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

※上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

● ご加入の月額保険金額は、平均月間所得額^(※4)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(※1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

(※2) 保険金をお支払いしない期間

(※3) 口数の決定方法:「平均月間所得額^(※4)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(※4) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^(※5)の平均月額をいいます。

(※5) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および

び「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

● 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

● 上記保険料は基本級別1級(医師等の職種の方)の方を対象にしたものです。それ以外のご職業については、取扱代理店にご照会ください。

● 同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

● 団体契約の始期日時時点(2025年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

● 70歳以降の保険料は代理店にお問い合わせください。

長期間働けなくなった時に…

団体長期障害所得補償

団体
割引 **15%** 適用

【長期補償プラン】所得補償と合わせて安心！ 所得補償と必ずセットでご加入ください。

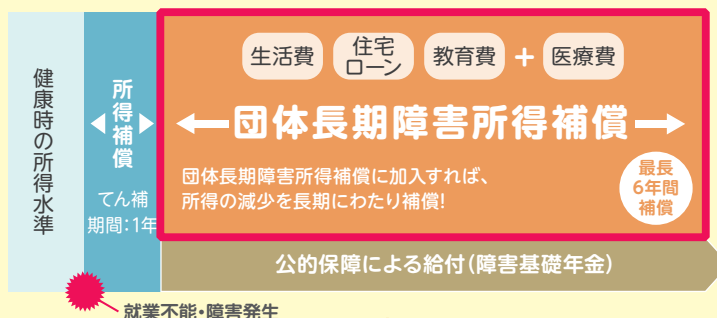
病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^(※1)を超えた場合に、最長6年間の長期間にわたり保険金をお支払いします。

(※1) 保険金をお支払いしない期間をいいます。

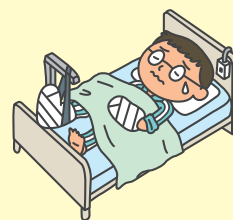


病気やケガで
長期間働けなくなったとき
今の収入はどうなるんだろう？

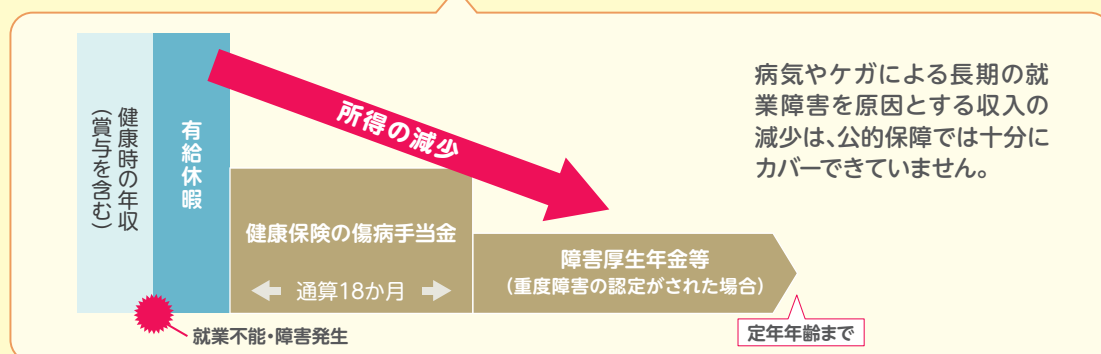
補償イメージ(例)



先生方の公的保障には限界がございます。
万が一、長期にわたり医療行為ができなくなると経済的ダメージは相当大きなものとなります！



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。



病気やケガによる長期の就業障害を原因とする収入の減少は、公的保障では十分にカバーできていません。

だから 長期就業障害(所得の減少)を補償する「**団体長期障害所得補償 (GLTD)**」だと安心です。

POINT

● 認知症・メンタル疾患補償特約セット

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

● 長期的な補償!

所得補償は一時的な収入の減少を補てんする補償ですが、団体長期障害所得補償は1年以降の長期的な収入の減少を補てんする補償です。

● 「地震 噴火 津波」による病気やケガも補償します!(天災危険補償特約(団体長期障害所得補償用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

● 治療と仕事の両立支援特約セット

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により働けなくなり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定の要件を満たすときには保険金をお支払いします。^(※2)

(※2) 所定の要件については、お手続きサイトに掲載の「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

● 団体契約だけ!

個人ではご加入いただけない、団体契約(同窓会)のみご加入可能な補償です。

● 一部復職後も対象!

免責期間(365日)経過後一部復職した場合も就業に支障があり、一定割合(20%)超の所得喪失がある場合、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

1口あたりの保険料表(月払)

記載のないタイプの保険料等詳細はP13をご確認ください。

- てん補期間(*1):団体長期障害所得補償6年
- 免責期間(*2):団体長期障害所得補償(365日)
- 引受対象年齢:満69歳以下(新規加入の場合、満64歳以下、保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。
無給休職者も含みます。)
- 月額保険金額(支払基礎所得額):1口10万円(上限口数30口まで)(*3)

(単位:円)

加入年齢		Lタイプ
		1口あたりの保険料(*4)
男性	20～24歳	320
	25～29歳	350
	30～34歳	410
	35～39歳	540
	40～44歳	920
	45～49歳	1,580
	50～54歳	2,700
	55～59歳	4,730
	60～64歳	8,300
	65～69歳	12,710

加入年齢		Lタイプ
		1口あたりの保険料(*4)
女性	20～24歳	200
	25～29歳	280
	30～34歳	420
	35～39歳	700
	40～44歳	1,260
	45～49歳	2,070
	50～54歳	3,300
	55～59歳	4,940
	60～64歳	7,490
	65～69歳	10,110

保険料計算式

年齢別の保険料	×	ご加入口数	=	ご加入の保険料
円		口		円

口数の決め方 平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を支払基礎所得額としてお支払いする保険金の額を算出します。他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

- ご加入の月額保険金額(支払基礎所得額)は、平均月間所得額(*5)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(*1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間(ただし、団体長期障害所得補償においてセットされる認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。)

(*2) 保険金をお支払いしない期間

(*3) 口数の決定方法:「平均月間所得額(*5)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(*4) 団体長期障害所得補償の保険料について、年齢によっては治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

(*5) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得(*6)の平均月額をいいます。

(*6) 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

●同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

●団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

保険の対象となる方ががん^(※1)と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

(※1) 補償対象となる「がん」についてはお手続きサイトに掲載の「補償の概要等 がん補償」をご参照ください。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



がんは
気になる病気よね…

日本の「がん(悪性新生物)」の総患者数は、約 **465万人!**

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	胃	結腸および直腸	肝および肝内胆管	気管、気管支および肺	乳房
総数	28.1	32.4	8.9	32.8	83.8
男性	18.7	16.8	6.2	19.5	0.6
女性	9.5	15.6	2.7	13.4	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ
2人に1人が、
がんと診断されると
言われています。

さらに

心配なのは、
医療費!

医療費・自己負担額の例
(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 **176,620円**
差額ベッド代他 **133,000円**
合計 約**30.9**万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった**資金の準備**ができると安心です。



POINT

● 通院も安心! 1日からOK!

入院したときは、入院前や退院後の通院日数に対し、通院保険金をお支払いします。(1回の入院(日帰り入院も含みます。))の原因となったがんの治療のための通院について45日が限度となります。)

※がん通院保険金の支払事由変更に関する特約セットタイプ(CAタイプ、CBタイプ)の場合

● 入院は1日目から無制限で補償

入院保険金は1日目から支払い日数の制限無く補償します。

● 手術は何回でも補償!

手術保険金は何回でもお受取りになれます。^(※2)

(※2) 時期を同じくして^(※3)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

(※3) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

● がん生活支援

以下の場合に、毎年1回、最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

① がんと診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金)

② てん補期間^(※4)中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療^(※5)を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金)

※CBタイプのみ(がん生活支援特約がセットされています。)

(※4) がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

(※5) 所定の治療については、WEBに掲載しております「補償の概要等」をご確認ください。

● 「上皮内新生物」・「白血病」も補償!

● 退院後も安心!

20日以上継続して入院し、退院されたときには、退院後療養保険金をお受け取りになれます。



お支払いする保険金・保険金額

記載のないタイプの保険料等詳細はP14をご確認ください。

	Cタイプ	CAタイプ	CBタイプ
がん診断保険金	150万円		
がん入院保険金(日額)	何日でも 15,000円		
がん手術保険金	何回でも がん入院保険金日額の10・20・40倍		
がん通院保険金(日額)	5,000円		
がん通院保険金の支払事由変更に関する特約		5,000円	
がん退院後療養保険金	10万円		
がん重度一時金	100万円		
がん生活支援保険金			①がん生活支援保険金額第1回 0万円 ②がん生活支援保険金額第2回以後 100万円
がん特定手術保険金	50万円		
がん葬祭費用保険金	100万円 限度		

●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】

新規ご加入、補償内容をアップするタイプ変更の場合、告知が必要となります。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

保険料表(月払)

●引受対象年齢：満5歳以上満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位：円)

加入年齢	Cタイプ	CAタイプ	CBタイプ
20～24歳	230	240	310
25～29歳	410	440	590
30～34歳	820	880	1,160
35～39歳	1,230	1,360	1,970
40～44歳	1,820	2,040	3,040
45～49歳	2,690	3,020	4,320
50～54歳	3,950	4,380	5,920
55～59歳	6,200	6,770	8,880
60～64歳	9,350	10,190	13,050
65～69歳	13,060	13,970	17,450
70～74歳	16,950	17,950	20,790
75～79歳	20,740	21,610	25,040
80～84歳	24,400	25,150	29,180
85～89歳	27,640	28,210	32,810

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

●がん補償には、日本大学医学部同窓会の会員およびその配偶者をご加入いただけます。

ただし、団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。保険料表に記載のない保険料は取扱代理店にお問い合わせください。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

医療補償

団体
割引 **15%** 適用

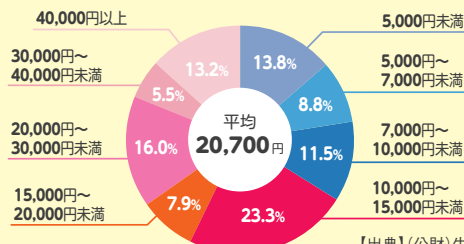
病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。



入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含みます。）や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

だから

長期の入院への準備ができると安心です。

POINT

- **入院1日目からしっかり補償!** 1回の入院^(※1)について120日を限度に1日目から入院保険金を補償します。

(※1)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

- **総合先進医療保険金**

病気やケガで先進医療^(※2)を受けたときに、保険金をお支払いします。

※総合先進医療特約セットタイプの場合

(※2) 対象となる先進医療については、お手続きサイトに掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

- **総合先進医療一時金**

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

※総合先進医療特約セットタイプの場合

- **医師の診査は不要**

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

- **病気だけでなくケガの入院・手術も補償!**

お支払いする保険金・保険金額

記載のないタイプの保険料等詳細はP15をご確認ください。

		男性・女性共通		女性のみ
		MM2タイプ	MM3タイプ	MW2タイプ
疾病・傷害入院保険金(日額)		10,000円		
疾病・傷害手術保険金		手術1回につき入院保険金日額の		
		重大手術:40倍		左記以外の入院中以外の手術:5倍 左記以外の入院中の手術:10倍
放射線治療保険金		10万円		
三大疾病・重度傷害一時金		25万円		
総合先進医療基本保険金		600万円限度		
総合先進医療一時金		10万円		
成人病入院保険金(日額)		10,000円		
成人病手術保険金		手術1回につき入院保険金日額の 入院中以外の手術は5倍・ 入院中の手術は10倍		
成人病放射線治療保険金		10万円		
特定疾患保険金		30万円		
女性のために	女性入院保険金(日額)	10,000円		
	女性形成治療保険金	20万円・40万円		

病気やケガにより、所定のはん形形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けた場合

保険料表(月払)

● 引受対象年齢:満5歳以上満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位:円)

加入年齢	MM2タイプ	MM3タイプ	MW2タイプ
20～24歳	1,680	1,880	2,350
25～29歳	1,770	2,050	2,770
30～34歳	1,830	2,180	2,980
35～39歳	1,960	2,410	2,940
40～44歳	2,200	2,770	3,180
45～49歳	2,810	3,660	4,040
50～54歳	3,620	4,840	5,170
55～59歳	4,900	6,790	7,010
60～64歳	6,820	9,580	9,680
65～69歳	9,220	13,240	13,300

● 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

● 医療補償には、日本大学医学部同窓会の会員およびその配偶者をご加入いただけます。

ただし、団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。保険料表に記載のない保険料は取扱代理店にお問い合わせください。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

突然介護が必要な状態になった時に…

介護補償

団体
割引 **15%** 適用

注意 当該補償は他の補償にご加入いただいている方のみ、ご加入可能です。

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)^(*)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)を受け取れます。〔独自基準追加型(要介護2)〕

(*) 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、お手続きサイトに掲載の「補償の概要等」をご確認ください。



公的介護保険は
あるけれど…

介護にかかるお金は…?

一時費用^(*)の合計

平均 **74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

(*) 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)
■ 自走式…6~19万円 ■ 電動式…30~50万円	■ いす式直線階段用…50万円 ※工事費別途	■ 15~50万円 ※機能により金額は異なる
手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
■ 廊下・階段・浴室用など…1万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)	■ 水洗式…1~4万円 ■ シャワー式…10~25万円	■ 据置式…20~50万円 ■ レール走行式…50万円~ ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2021年7月改訂版
をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった**資金準備**があると**安心**です。

POINT

● 本人、配偶者のご両親も保険の対象となる方(被保険者)ご本人としてご加入いただけます

本人・配偶者・子・両親・兄弟・本人と同居の親族のいずれでも被保険者(保険の対象となる方)の範囲に含まれます。
※本人とは日本大学医学部同窓会の会員のことをいいます。

● 独自基準追加型で39歳以下もカバー

公的介護保険制度では保障されない39歳以下の方が要介護状態になった場合や、40歳~64歳の方でケガ、交通事故等により要介護状態になった場合も補償します。



保険金額・保険料表(月払)

● 引受対象年齢: 満5歳以上満84歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位: 円)

タイプ		K3タイプ	
補償の型	独自基準追加型(要介護2)	補償の型	独自基準追加型(要介護2)
保険金額	300万円	保険金額	300万円
加入年齢		加入年齢	
5 ~ 9 歳	10	45~49歳	240
10~14歳	10	50~54歳	330
15~19歳	10	55~59歳	470
20~24歳	10	60~64歳	1,000
25~29歳	30	65~69歳	2,080
30~34歳	50	70~74歳	4,570
35~39歳	100	75~79歳	10,500
40~44歳	200	80~84歳	19,860

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

先生方の日常生活をお守りします

傷害補償

団体
割引 **10%** 適用

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

NEW!

- 「個人賠償責任補償特約」の保険料を改定します。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末を受託品賠償の補償対象とします。

たとえば…

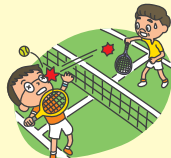
交通事故によるケガ



工作中的のケガ



スポーツ中のケガ



家庭内でのケガ



旅行中のケガ



POINT

- 「地震 噴火 津波 によるケガ」も補償します!(天災危険補償特約(傷害用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたときに、保険金をお支払いします。

- ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします

- ケガで入院(*1)や手術(*2)をしたときに、保険金をお支払いします

(*1) 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

(*2) 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

- ケガで通院(*3)したときに、保険金をお支払いします

(*3) 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

プラス

賠償・財産・費用に関する補償

- 携行品(免責金額5,000円)

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

たとえば…

- 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 外出中、ハンドバッグをひったくられた。



- 個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)(*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

たとえば…

- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。



(*1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険金額・保険料表(月払)

個人賠償責任保険で保険料改定がありました

※ご加入口数は1口のみです。

補償内容		FG1タイプ	FG2タイプ	FG3タイプ
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	3,000万円		
	入院保険金(日額)	10,000円		
	手術保険金(*1)	入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術)または10倍(入院中の手術)		
	通院保険金(日額)	5,000円		
携行品 免責金額(自己負担額)5,000円		—	30万円	
個人賠償責任		—	国内:1億円 国外:1億円	
弁護士費用等(人格権侵害等)(*2)		—	法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等) 1事故・保険の対象となる方1名あたり300万円までお支払いします	
ホールインワン・アルバトロス費用		—	—	50万円
保険料		年齢にかかわらず 6,600円	年齢にかかわらず 7,160円	年齢にかかわらず 7,730円

(*1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

●上記保険料は職種別A(同窓会会員の医師等)の方を対象にしたものです。その他の職種の方は取扱代理店にお問い合わせください。

(*2) 個人賠償責任にご加入の方のみご加入いただけます。
※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

各補償項目の保険の対象となる方(被保険者)の範囲は?

	ご本人(*1)	ご本人の配偶者	ご本人またはその配偶者の同居の親族	ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様
傷害・携行品 ホールインワン・アルバトロス費用	○	×	×	×
個人賠償責任	○	○	○	○
弁護士費用等(人格権侵害等)	○	○	○	○

※個人賠償責任において、ご本人(*1)が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※この続柄は損害の原因になった事故発生時におけるものをいいます。

(*1) 下表の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

保険の対象となる方(被保険者)ご本人について	① 日本大学医学部同窓会の会員	② 左記「①」の配偶者
------------------------	-----------------	-------------

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

● 弁護士費用等(人格権侵害等)

弁護士費用等(人格権侵害等)は、個人賠償責任とセット加入することにより、お客様が加害者となる場合、被害者となる場合両方のトラブル解決を総合的にお待ちしております。

補償対象となるトラブル

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢(*2)・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ(*3)等により精神的苦痛を被った場合(*4)に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

たとえば…

- 自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- 電車内で痴漢(*2)され、怖くて電車に乗りなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- 子どもが学校で、所持品を隠される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

● ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(*5)

ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(*6)

- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細はお手続きサイトに掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

セルフプレーは同伴キャディがいいため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

たとえば…

- ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



(*2) 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

(*3) 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

(*4) 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

(*5) 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

(*6) 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含まれません。

団体長期障害所得補償 (BLタイプ) 1口あたりの保険料表 (月払)

- てん補期間^(※1): 団体長期障害所得補償 (満70歳の誕生日まで) (ただし、65歳以上の場合は3年)
- 免責期間^(※2): 団体長期障害所得補償 (365日)
- 引受対象年齢: 満69歳以下 (保険の対象となる方 (被保険者) ご本人は会員本人に限ります)
- 月額保険金額 (支払基礎所得額): 1口10万円 (上限口数30口まで)^(※3)

本タイプは新規募集は行っておりません。

※本タイプは治療と仕事の両立支援特約 (三大疾病用) はセットされていません。

(単位: 円)

加入年齢		BLタイプ	加入年齢		BLタイプ
		1口あたりの保険料			1口あたりの保険料
男性	20~24歳	820	女性	20~24歳	560
	25~29歳	870		25~29歳	750
	30~34歳	970		30~34歳	1,010
	35~39歳	1,210		35~39歳	1,530
	40~44歳	1,880		40~44歳	2,550
	45~49歳	2,910		45~49歳	3,890
	50~54歳	4,590		50~54歳	5,720
	55~59歳	6,470		55~59歳	7,100
	60~64歳	7,360		60~64歳	6,960
	65~69歳	6,270		65~69歳	5,340

保険料計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年齢別の保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ご加入口数} \\ \hline \square \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ご加入の保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

■口数の決め方

平均月間所得額の範囲内 (賞与を含む年収の1/12) を限度に設定してください。

- ご加入の月額保険金額 (支払基礎所得額) は、平均月間所得額^(※4)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(※1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間 (ただし、セットされる認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。)

(※2) 保険金をお支払いしない期間

(※3) 口数の決定方法: 「平均月間所得額^(※4)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(※4) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方 (被保険者) ご本人の所得^(※5)の平均月額をいいます。

(※5) 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から

「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

- 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢 (団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。) や性別によって異なります。

●同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

●団体契約の始期日時 (2025年3月1日現在) での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

お支払いする保険金・保険金額

		C1タイプ	C3タイプ
がん診断保険金	がんと診断確定されたとき ^(※1) 入院の有無にかかわらず一時金として	100万円	200万円
がん入院保険金	がんで入院(日帰り入院も含みます)されたとき 入院1日目から1日につき	何日でも 10,000円	何日でも 15,000円
がん手術保険金	がんで所定の手術を受けられたとき ^(※2) 手術の種類に応じて1回につき	何回でも ^(※2) がん入院保険金日額の10・20・40倍	
がん通院保険金	がんで20日以上継続入院したときに、 その前後の通院に対して ^(※3)	1日につき 5,000円	
がん退院後療養保険金	がんで継続して20日以上入院したあと 退院したとき	10万円	
がん重度一時金	がんの病状が所定の重度状態 ^(※4) に あると診断確定された場合	100万円	
がん特定手術保険金	がんと診断確定され 所定の手術 ^(※5) を受けたとき1回につき	50万円	
がん葬祭費用保険金	がんを直接の原因として死亡し 親族が葬祭費用を負担したとき(実費)	100万円 限度	

●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

(※1) がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

また、同一被保険者についてがん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限

り、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

(※2) 時期を同じくして^(※6)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。手術保険金のお支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。

(※3) 1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について、45日が限度です。

(※4) 「重度状態」とは、国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態をいいます。

(※5) 「所定の手術」とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。)をいいます。

(※6) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん補償 保険料表(月払)

本タイプは新規募集は行っておりません。

●引受対象年齢:満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位:円)

加入年齢	C1タイプ	C3タイプ
20~24歳	170	270
25~29歳	300	490
30~34歳	590	950
35~39歳	890	1,420
40~44歳	1,330	2,100
45~49歳	1,980	3,080
50~54歳	2,940	4,570
55~59歳	4,610	7,180
60~64歳	6,970	10,770
65~69歳	9,720	14,950
70~74歳	12,700	19,300
75~79歳	15,620	23,580
80~84歳	18,430	27,730
85~89歳	20,930	31,450

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

お支払いする保険金・保険金額

		男性・女性共通	
		M1タイプ	M3タイプ
疾病・傷害 入院保険金	病気やケガで入院されたとき 入院初日から1日につき (1回の入院 ^(※1) あたり支払限度日数120日)	5,000 円	15,000 円
疾病・傷害 手術保険金 ^(※2)	病気やケガで手術されたとき	手術1回につき入院保険金日額の 重大手術以外で入院中以外の手術は 5 倍・重大手術以外で入院中の手術は 10 倍・重大手術 ^(※3) は 40 倍	
放射線治療保険金 ^(※4)	病気やケガで放射線治療を受けた場合	5 万円	15 万円
三大疾病・ 重度傷害一時金	がんと診断確定された場合 ^(※6) 、または 急性心筋梗塞・脳卒中もしくは脳挫傷・ 脊髄損傷・内臓損傷で入院した場合	25 万円	

- (※1) 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- (※2) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^(※5)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- (※3) がんに対する開頭・開胸・開腹手術や日本国内で行われた心臓移植等の約款に列挙された所定の手術をいいます。対象となる重大手術については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。
- (※4) 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
- (※5) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- (※6) この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合は、一部お支払いできないことがあります。

医療補償 保険料表(月払)

本タイプは新規募集は行っておりません。

●引受対象年齢:満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。(単位:円)

加入年齢	M1タイプ	M3タイプ
20～24歳	930	2,440
25～29歳	970	2,560
30～34歳	1,000	2,650
35～39歳	1,080	2,840
40～44歳	1,230	3,170
45～49歳	1,590	4,040
50～54歳	2,080	5,170
55～59歳	2,800	7,000
60～64歳	3,880	9,770
65～69歳	5,270	13,170
70～74歳	7,040	17,770
75～79歳	8,780	22,250
80～84歳	10,770	27,480
85～89歳	11,400	28,630

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

ご加入者向けサービスのご案内

※医師賠償責任保険のみにご加入の方は下記サービスをご利用いただけません。



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけ!様々なサービスがご利用いただけます!

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配^{*1}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間^{*2}

24時間365日

0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※ 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時

0120-285-110

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

ホームページアドレス

www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時

0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート

自動セット

※団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

■メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

●受付時間(日祝を除く)

午前9時～午後9時

0120-783-503

認知症アシスト

自動セット ※介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

■脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
ホームページアドレス <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットなどのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*1」をご紹介します。*2

*1 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*2 年会費については、お客様にご負担いただけます。

■脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたランブテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■検索支援サービス

緊急連絡ステッカー

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*3。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*3 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中または延補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。

※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」

「みまもりあいアプリ」は(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*4」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時に協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*4 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



こころの目で見まもりあえる街を。



みまもりあい
プロジェクト

平仮名「みまもりあい」で検索、または上記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

■認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*5」をご利用いただくことも可能です。

*5 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■緊急連絡ステッカー

■「認知症の人と家族の会」紹介

午前9時～午後5時

■脳の健康度チェック

午前9時～午後5時

■認知症介護電話相談

午前9時～午後5時

☎ 0120-775-677

☎ 0120-002-531

☎ 0120-801-276

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット ※弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

■いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス 午前10時～午後6時

☎ 0120-300-575

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

■痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

■痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

午前7時30分～午前9時30分/午後5時～午後10時

☎ 0120-106-670

ご注意ください
(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)、のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*3とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動グループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。